

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社（以下「会社」という。）にプレス作業員として採用され、ゴム製品などのプレス加工作業に従事していた。

請求人によれば、プレス作業において型からゴム製品を取り出す作業を繰り返し行っていたところ、指に痛みが生じ、その痛みがとれなくなったため、平成〇年〇月〇日、C病院に受診したところ「右第4指ばね指、左第1指ばね指、左第2指ばね指、左第4指ばね指」（以下「前回疾病」という。）と診断された。

請求人は、前回疾病について、平成〇年〇月〇日に監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、前回疾病は業務に起因するものではないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした。

その後、請求人は平成〇年〇月〇日、監督署長に対して、前回疾病と同じ発病年月日及び傷病名にて療養補償給付を請求したところ、監督署長は請求人及びC病院の主治医に確認をとり、前回疾病とは発病日の異なる「右手狭窄性腱鞘炎」（以下「本件疾病」という。）の請求であると判断し、調査した結果、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、業務により本件疾病を発症したと主張するので、以下検討する。

当審査会で資料を詳細に検討したところ、請求人が行っていた作業のうち、プレスで打ち抜いた際に残ったスポンジ等の材料を両手指で押し出す作業が、上肢（手指）にある程度の負担のかかる作業の範疇に該当すると思われるものの、請求人が提出した資料における一連の作業工程の写真からしても、本件疾病を発症するに至る負担のかかる作業とは判断できない。

また、請求人の本件疾病発症前の作業量及び作業内容からしても、D医師の平成〇年〇月〇日付け意見書における「上肢障害の労災認定基準に照合すると、過重な業務に就労したとは考え難い。したがって作業内容と右手狭窄性腱鞘炎との因果関係は低いものと考えられる。」との意見は妥当であって、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

### 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。